

第127期 定時株主総会 招集ご通知

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

開催情報

日時 平成30年6月27日(水曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イイノホール**(飯野ビルディング4階)

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

平成30年6月26日(火曜日)午後5時まで

※詳細は4ページから6ページをご参照ください。



飯野海運株式会社

証券コード：9119



株主の皆様へ



代表取締役社長

當 舎 裕 己

経営理念

- 安全の確保が社業の基盤
- よいサービスと商品を社会に
適正な価格で安定的に供給
- 取引先のニーズに迅速・的確に対応
- 社会的要請へ適応し環境に十分配慮
- 株主、そして役職員へのリターン
充実を目指し企業価値向上を志向

行動憲章

- 安全の重視
- 社会への貢献
- 取引先の尊重
- コンプライアンスと社会秩序の維持
- 差別の廃絶・人権の尊重
- 環境の保護
- 情報開示とコミュニケーション

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第127期定時株主総会招集ご通知をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

当期（2017年度）の世界経済は、米国を中心とした先進国の景気回復を追い風に、新興国においても回復のきざしが見られる等、全体的に堅調に推移しました。わが国経済は、企業業績と雇用環境の着実な回復を背景に、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。

海運業界においては、全体としては依然、船腹の供給過剰は解消されず、事業を取り巻く環境は大きくは改善しませんでした。一部の船種では市況は回復しました。そのような中、当社グループは、オイルタンカー及びガスカリヤにおいては、中長期契約への継続投入により安定収益を確保しました。ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路の1つである中東発の輸送契約を新たに締結し、加えて米国から極東向けの貨物を取り込むことで高稼働を維持しましたものの、前期の採算を上回ることは出来ませんでした。ドライバルクキャリアにおいては、市況上昇のタイミングを捉えた効率的な運航や数量輸送契約に投入する等して収益の確保に努め、前期までに行った構造改革の効果もあり採算は改善しました。

不動産業界においては、景気拡大等を背景としたオフィ

ス拡張、交通利便性の高いエリアへの統合需要により、特に都心3区の築浅大規模ビルでは新規の入居スペースが減少し、賃料水準は緩やかに上昇傾向で推移しました。そのような中、当社グループは、一部持分を取得した飯野ビルディング近隣の築浅中規模ビルを含め、各ビルにおいて良質なテナントサービスの提供に注力し、概ね順調に稼働しました。また、計画通り新橋田村町地区市街地再開発の建築工事発注に向け、建築計画の詳細検討に入りました。

以上の結果、売上高は813億34百万円、営業利益は56億51百万円、経常利益46億31百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は42億43百万円となり、中期経営計画「Be Unique and Innovative. -創立125周年（2024年）に向けて-」の初年度目標を達成することができました。今後とも同計画の目標達成に向け、企業価値の向上に取り組んでまいります。なお、当期末の配当につきましては、業績・今後の見通しに配慮して安定的に配当を継続するという当社基本方針に基づき、1株につき5円（年間配当10円）を予定しております。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次	
株主の皆様へ	1
招集ご通知	3
第127期定時株主総会招集ご通知	
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役3名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	15
連結計算書類	39
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
計算書類	41
貸借対照表	
損益計算書	
監査報告書	43
株主メモ	47

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

株 主 各 位

証券コード:9119
平成30年6月4日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

飯野海運株式会社

代表取締役社長 當 舍 裕 己

第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第127期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第127期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

議 決 権 行 使 の ご 案 内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：平成30年6月27日(水曜日) 午前10時

当日ご欠席の株主様



郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



切り取って
ご投函ください。

▶ 行使期限：平成30年6月26日(火曜日) 午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：平成30年6月26日(火曜日) 午後5時入力分まで
インターネット等による議決権行使のご案内については5、6頁をご参照ください。

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◆ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告のうち「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

② 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類の他、上記の当社ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 当社ウェブサイト <http://www.iino.co.jp/kaiun>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話を端末として用いたインターネット等では、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

議決権行使ウェブサイト



◆ ご利用にあたって

議決権行使ウェブサイトへアクセスする際は、同封の議決権行使書用紙に表示された「**議決権行使コード**」及び「**パスワード**」が必要となります。



QRコード®読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、左記QRコード®を利用してアクセスすることも可能です。

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等によって複数回数又はパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関する操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ **0120(652)031** (受付時間 9:00~21:00)

インターネット等による
議決権行使期限

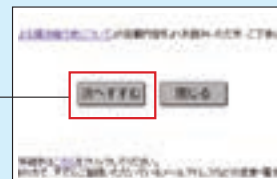
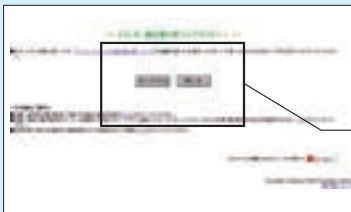


平成30年6月26日(火曜日) 午後5時入力分まで

以下はパソコンの画面を表示しております。

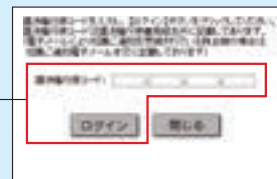
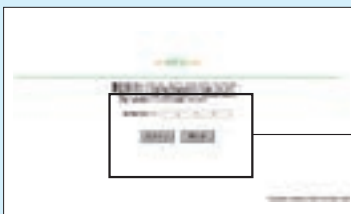
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



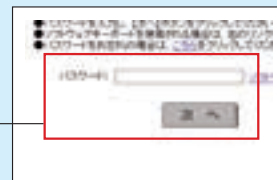
2. ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要政策と認識し、安定的な配当を継続できるよう財務体質の強化と必要な内部留保の充実及び今後の経営環境の見通しに十分配慮して配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営環境などを総合的に勘案し、次の通り前期と同様1株につき5円といたしたいと存じます。なお、これにより中間配当金1株当たり5円を加えた当期の年間配当金は1株当たり10円（前期と同様）となります。

1

配当財産の種類
金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額529,040,265円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月28日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 近光護、岡田明彦、小藺江隆一及び神宮知茂の4名は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	生 年 月 日	
1	おか だ あき ひこ 岡田 明彦	(昭和34年12月21日生)	再任
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数	
昭和58年 4月 当社入社		＜当社における担当＞	20,700株
平成20年10月 当社経理グループリーダー		経営企画部担当、業務管理部担当	取締役会への出席状況
23年 6月 当社執行役員 財務グループリーダー委嘱		及び事業開発推進部担当	
24年 6月 当社取締役執行役員		＜重要な兼職の状況＞	100%(22回/22回)
総務・企画グループリーダー委嘱		飯野システム(株)代表取締役社長	
26年 6月 当社取締役執行役員			
不動産事業部担当			
28年 6月 当社取締役常務執行役員			
総務・企画部担当			
29年 6月 当社取締役常務執行役員			
経営企画部担当			
業務管理部担当			
及び事業開発推進部担当			
(現任)			
候補者とした理由			
岡田明彦氏は、経理・財務部門、総務・企画部門及び不動産事業部門での豊富な経験と知識を有しており、平成28年6月より当社取締役常務執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏 名	生 年 月 日
-------	-----	---------

2	お その え 小 蘭 江	りゅう い ち 隆 一 (昭和35年12月22日生)
---	-----------------	-------------------------------

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年10月 当社入社	<当社における担当>
平成18年 6月 当社海運営業第5グループリーダー	ケミカル船第一部担当、
22年 6月 当社海運営業第5グループリーダー兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長	ケミカル船第二部担当及び 海外戦略担当
23年 6月 当社執行役員海運営業第5 グループリーダー委嘱	<重要な兼職の状況> IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長
25年 6月 当社取締役執行役員 ケミカルタンカーグループ 担当	
28年 6月 当社取締役常務執行役員 ケミカル船第一部・ケミカル船 第二部担当	
29年 6月 当社取締役常務執行役員 ケミカル船第一部担当 ケミカル船第二部担当 及び海外戦略担当 (現任)	

所有する当社株式の数

20,600株

取締役会への出席状況

90%(20回/22回)

候補者とした理由

小蘭江隆一氏は、ケミカルタンカー部門での豊富な経験と知識を有しており、平成28年6月より当社取締役常務執行役員を務め、同部門の営業力を更に強化しております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 氏 名 生年月日

3 じん ぐう とも しげ
神宮 知茂 (昭和36年2月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

昭和58年 4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行
＜当社における担当＞
経理部担当

14,100株

取締役会への出席状況

平成18年10月 (株)みずほ銀行 恵比寿支店長
23年 4月 同 執行役員名古屋営業部長
24年 4月 (株)みずほ銀行 常務執行役員
(営業店担当)
26年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ
常務執行役員人事グループ長
27年 4月 (株)みずほ銀行常務執行役員
(営業担当)
28年 5月 当社顧問
28年 6月 当社取締役常務執行役員
経理部担当 (現任)
＜重要な兼職の状況＞
イイノマネジメントデータ(株)
代表取締役社長

100%(22回/22回)

候補者とした理由

神宮知茂氏は、経理・財務部門での豊富な経験と知識を有しており、平成28年6月より当社取締役常務執行役員を務め、当社グループの会計及び財務管理にあたっております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 鈴木進一は辞任により退任されますので、鈴木進一の補欠として社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。社外監査役候補者は、山田義雄氏であります。同氏は、平成28年6月28日開催の第125期定時株主総会において、欠員が生じた場合に備えた補欠監査役として選任されておりますが、監査役会の同意を得て、平成30年4月27日開催の取締役会の決議で、その選任を取り消しておりますので、本総会において、新たに監査役 鈴木進一の補欠として選任をお願いするものであります。

山田義雄氏が鈴木進一の補欠として選任された場合、その任期は当社現行定款第31条第2項により平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、ご参考として「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を、13、14頁に掲載しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名		生 年 月 日
やま だ 山田	よし お 義雄	(昭和23年5月23日生)
		新任 社外 独立
略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
昭和58年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）		0株
同年同月 本谷法律事務所入所		
63年4月 中野・山田法律事務所開設		
平成元年4月 山田法律事務所開設（現在に至る）		
候補者とした理由		
山田義雄氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しております。社外監査役として職務を適切に遂行できると判断しており、監査役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田義雄氏は社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認された場合、当社は山田義雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結する予定です。
4. 当社は山田義雄氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。
5. 当社は山田義雄氏を買収防衛策に基づく特別委員会の委員に引き続き選任する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠者として1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことを就任の条件とし、本決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までといたします。

当該補欠者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名		生 年 月 日
み や け	ゆう だい	
三宅	雄大	(昭和49年6月24日生)
略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
平成18年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 同年同月 三宅法律事務所入所（現在に至る）		1,000株
候補者とした理由		
三宅雄大氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しております。社外監査役として職務を適切に遂行できると判断しており、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三宅雄大氏は補欠の社外監査役候補であります。
3. 本議案が承認され、三宅雄大氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結する予定です。
4. 三宅雄大氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。

8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
 9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者（注5）
 10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
- (a)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
- (b)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
- (c)過去3年間に於いて上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)前記4に関しては、過去3年間に於いて、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

以上

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国を中心とした先進国の景気回復を追い風に、新興国においても回復のきざしが見られる等、全体的に堅調に推移しました。

米国では、政治情勢やハリケーン被害の影響が見られたものの、良好な企業業績や雇用の伸び、好調な個人消費に支えられ、着実な景気回復が継続しました。欧州では、英国のEU離脱問題に伴う不透明感があるものの、雇用環境の改善を背景にした個人消費の底堅い推移によりユーロ圏全体の景気は緩やかに回復しました。中国では、堅調な個人消費・輸出が牽引役となり、景気回復の動きが強まりました。

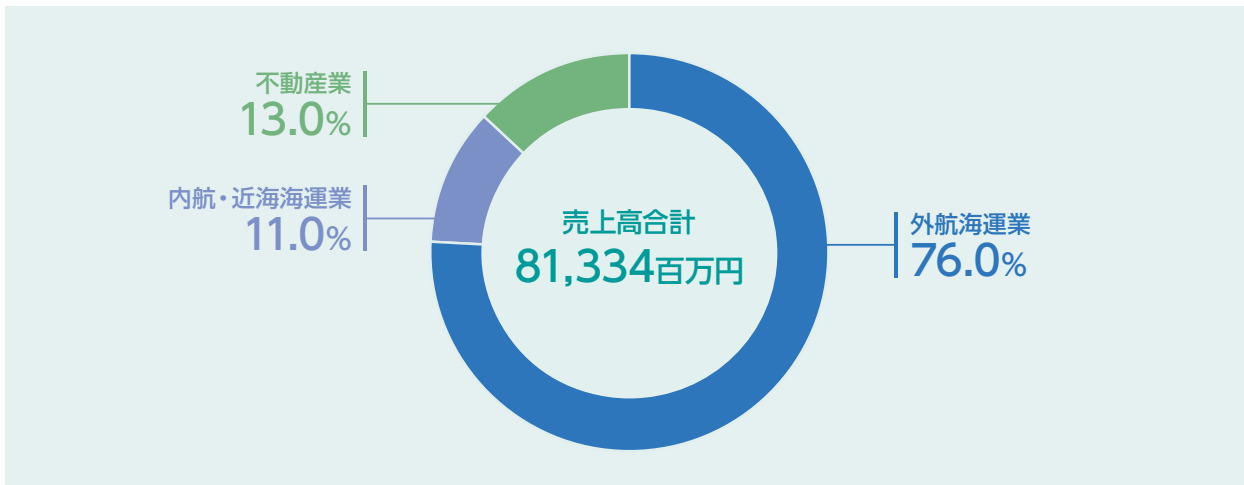
わが国経済は、企業業績と雇用環境の着実な回復を背景に、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。

海運業界においては、全体としては依然、船腹の供給過剰は解消されず、事業を取り巻く環境は大きくは改善しませんでした。為替は概ね前期に比べ円安に推移し、一部の船種では市況は回復しました。

このような状況の下、当社グループでは、海運業においては、既存契約の有利更改への取り組みをはじめとして、効率配船及び運航採算の向上を図りました。不動産業においては、前期に実施した新橋田村町地区市街地再開発事業に伴う所有ビルの入替えや笹塚センタービルの処分等により稼働が減少しましたが、飯野ビルディングをはじめとするその他の各ビルが順調に稼働しました。

以上の結果、売上高は813億34百万円（前期比2.4%減）、営業利益は56億51百万円（前期比14.3%減）、経常利益は46億31百万円（前期比9.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は42億43百万円（前期比9.2%増）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第126期 (平成28年度)		第127期 (平成29年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	62,572	75.0	61,865	76.0	△1.1
内 航 ・ 近 海 海 運 業	8,514	10.2	9,012	11.0	5.8
不 動 産 業	12,314	14.8	10,545	13.0	△14.4
計	83,399	100.0	81,422	100.0	－
セグメント間の内部売上高又は振替高	△80	－	△88	－	－
合 計	83,320	－	81,334	－	△2.4

(注) △は減少を表示しています。

各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

618億65百万円

営業利益

17億13百万円

■ オイルタンカー

<一般概況>

オイルタンカーにおいては、春先に西アフリカ産油国からの荷動きが活発となり、国慶節前後には中国勢による盛んな用船活動により一時全体的に市況が引き締まりました。その後は石油輸出国機構（OPEC）による減産継続の影響から原油輸送量が減少したことに加え、多くの新造船が市場に流入したことから、冬場の需要期を迎えても船腹供給過剰が解消されず、スポット市況は低水準で推移しました。



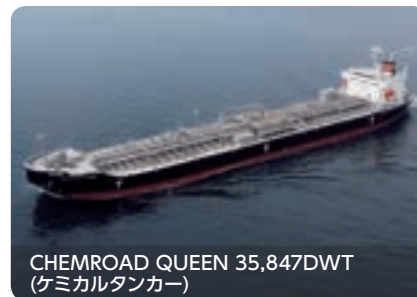
<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのオイルタンカーにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入することで安定収益を確保しました。

■ ケミカルタンカー

<一般概況>

ケミカルタンカーにおいては、アジア域を中心にケミカル製品の輸送需要は底堅く推移しましたが、新造ケミカルタンカーやプロダクトタンカーのケミカル市場への流入圧力が強かった為に、市況は夏場頃までは軟調に推移しました。秋頃より需要の高まりや悪天候による遅延、プロダクトタンカーの流入圧力の減少等により市況は総じて上昇に転じましたが、期末にかけて輸送需要の低迷等により軟化しました。



<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路の1つである中東から欧州向けの数量輸送契約を新たに締結したことに加え、紅海及び西インドからの貨物を積極的に取り込むことで、より安定的な数量を確保しました。また米国から極東向けの貨物を取り込み、船腹需給を引き締め高稼働を維持しました。

当社と米国オペレーターとの合併事業会社では、既存の数量輸送契約更改に加え、効率配船に寄与する航路の開拓に努め稼働を維持しました。プロダクトタンカーにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入しました。しかしながら、ケミカルタンカー及びプロダクトタンカー共に前期の採算を上回ることはいきませんでした。

■ 大型ガスキャリア

<一般概況>

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリアにおいてはインド、中国、東南アジア等の堅調な需要や、米国からの輸出拡大により荷動きは増加しましたが、新造船の流入による船腹供給過剰が続き市況は低調な推移となりました。また、LNGキャリアにおいては船腹量に対する輸送需要が低調で市況低迷が続きましたが、冬場に入り需要期における輸送需要の増加等により、スポット市況は一時的に回復しました。



SUMIRE GAS 82,416m³ (大型ガスキャリア)

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリア及びLNGキャリア共に既存の中長期契約へ継続投入することで安定収益を確保しました。

■ ドライバルクキャリア

<一般概況>

ドライバルクキャリアにおいては、春先に南米からの穀物輸送需要が増加した一方、新造船の供給が限定的だったこと等から、大型船を中心に市況は上昇しました。市況はその後、夏場の一時的な調整局面もありましたが、好調な鉄鉱石の輸送需要等を背景に秋口以降再び上昇に転じ、冬場には一時停滞局面はあったものの、新造船供給量の減少もあり、一部大型船を除き全船として堅調に推移しました。



QUEEN ISLAND 37,802DWT
(ドライバルクキャリア)

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼動し、ポストパナマックス船については、市況上昇のタイミングを捉えた配船や数量輸送契約に投入する等して収益の確保に努め、また、ハンディ船についても、スポット航海を中心に市況上昇のタイミングを捉えた効率的な配船・運航に努めた結果、両船型とも採算は改善しました。なお、2月末には運航効率の優れた88,000DWT型新造船1隻、3月末にはハンディ型新造船1隻がそれぞれ竣工しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は618億65百万円(前期比1.1%減)、営業利益は17億13百万円(前期比34.8%減)となりました。

内航・近海海運業

売上高 90億 12百万円

営業利益 7億 00百万円

■ 内航ガス

<一般概況>

内航ガス輸送においては、LPGでは夏場にかけて内需の後退から荷動きが減少したものの、安定的な石油化学ガスの需要を背景に、通期にわたり荷動きは堅調に推移しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの内航ガス輸送は、効率配船の実施と定期用船契約の有利更改により、採算を維持しました。また、船隊の若返りを図るため新造船の提案を継続的行った結果、新造代替船での長期用船契約を獲得することができました。



太華山 1,550.74m³ (エチレンキャリア)

■ 近海ガス

<一般概況>

近海ガス輸送においては、主要貨物であるプロピレンの中国国内生産が増加したことにより春先は低調に推移しましたが、新造船の竣工が少なかったことや東南アジア域の堅調な輸送需要等の影響から秋口以降、大幅に回復しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの近海ガス輸送は、不採算船を返船することにより、船隊の効率化を図り採算向上に努めました。また新造船の流入圧力が低下したことによる大幅な市況回復を背景に、従前の契約に比べ有利更改を果たし、採算は改善しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は90億12百万円（前期比5.8%増）、営業利益は7億00百万円（前期比289.3%増）となりました。

不動産業

売上高 105億45百万円

営業利益 32億38百万円

■不動産賃貸

<一般概況>

都心のオフィスビル賃貸市況は、企業業容・人員拡大等を背景としたオフィス拡張、交通利便性の高いエリアへの統合需要により、特に都心3区の築浅大規模ビルでは新規の入居スペースの減少が進み、空室率は低下し、賃料水準は緩やかながら上昇傾向で推移しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの賃貸ビルにおいては、一部分を取得した飯野ビルディング近隣の築浅中規模ビルを含め、所有する各ビルを対象として良質なテナントサービスの提供に注力し、概ね順調に稼働しました。しかしながら、前期にビルを1棟処分した影響等もあり、売上高及び営業利益は前期の採算を上回ることではできませんでした。



飯野ビルディング

■不動産関連事業

<一般概況>

貸ホール・貸会議室においては、多数の競合施設がある中、厳しい顧客獲得競争が続きました。不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、緩やかな景気拡大が続く中、特にインターネット広告需要が好調な伸びを示しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、セミナー、講演会、映画試写会、その他催事の積極的な誘致により、稼働の維持に努めました。スタジオ関連事業を行うイイノ・メディアプロにおいては、主力のスタジオ部門とプロダクション、ロケーション、レタッチ各部門連携しての積極的な利用誘致により、新規大型広告案件を獲得する等、稼働は堅調に推移しました。



イイノホール

以上の結果、不動産業の売上高は105億45百万円（前期比14.4%減）、営業利益は32億38百万円（前期比14.5%減）となりました。

2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に、自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

3. 設備投資等の状況

当社グループでは、当期に総額208億42百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては船舶の取得を中心に155億82百万円、内航・近海海運業においては船舶の改修工事を中心に44百万円、不動産業においては不動産の取得を中心に51億84百万円の設備投資を実施しました。

4. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識の下に、よいサービスと商品を適正な利潤を得て社会に安定的に供給するとともに、すべてのコストについて不断の削減に努め、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行に当たっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

当社グループは、企業集団の人的・物的資源を生かしながら、次の3つの事業を推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス事業並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

当社グループは、当社創立125周年である2024年に向けたグループ企業の一層の成長を目指し、3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. -創立125周年(2024年)に向けて-」(計画期間：2017年4月～2020年3月)を策定しました。

今回の中期経営計画は、基本的には前計画の方針を踏襲しつつ「バランス経営の推進と先進性への挑戦」への取り組みを主眼として、高品質なサービス“IIINO QUALITY”を提供し、独自のビジネスモデル“IIINO MODEL”により持続的に成長する企業、そして新しい分野へ挑戦し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を目標としています。

「Be Unique and Innovative. -創立125周年(2024年)に向けて-」において、当社グループは、お客様に支持されるサービスの質的向上を図り、更なる差別化を追求します。海運業では、多様化する顧客ニーズに対応するため、世界展開の加速及び一体的な提案営業により競争力を強化します。その一環として、Methanol Holdings (Trinidad) Limited社とのメタノール輸送のための定期用船契約を新規に締結しました。今回の中期経営計画ではケミカルタンカー事業の世界展開の促進、特に米州

への定期配船によるシェール由来貨物の取込みを重点強化策としており、本契約はその足がかりとして重要な役割を果たすこととなります。また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発を推進し、安定収益の磐石化に取り組みます。本事業は建設会社との建築工事請負契約を締結したことにより本格的に始動しました。

これに加え、次世代ビジネスへ挑戦することで確実な成長を目指します。次世代ビジネスの一環として次世代燃料船実用化に向けた取り組みを重点強化策のひとつと位置づけておりますが、三井物産㈱と共同で現代尾浦造船（韓国）にて49,000DWT型新造メタノール船1隻を建造し、WATERFRONT SHIPPING COMPANY LIMITED社との長期定期用船契約に投入することになりました。本船は従来の重油のみならず、メタノールを推進燃料とすることを可能にした当社初の2元燃料主機関を搭載します。燃料としてのメタノールは、硫黄酸化物（SOx）及び窒素酸化物（NOx）排出の大幅な削減が可能であり、安全且つ環境負荷の少ないクリーンなエネルギーです。当社ではこれからも環境への負荷を低減する技術の導入に積極的に取り組んでいきます。

当社グループはこれからも経営理念である「安全の確保が社業の基盤」という基本に立ち返り、安全対策を強化するとともに、競争力の強化と経営効率の向上を図り、海運業と不動産業を両輪とした経営をより一層進化させて参ります。



■ 予想運航規模・稼働棟数

Be Unique and Innovative.

	16年度末 実績	17年度末 実績	19年度末 予想	24年度 予想
ケミカルタンカー	38隻	41隻	45隻	115隻 +α
LPGキャリア (内、大型船)	35隻 (6隻)	33隻 (6隻)	33隻 (7隻)	
LNGキャリア	13隻	13隻	13隻	
オイルタンカー	3隻	3隻	4隻	
ドライバルクキャリア	16隻	16隻	14隻	
海運業合計	105隻	106隻	109隻	6棟+α
不動産業合計	4棟	5棟	5棟	

【ケミカル】

- 緩やかな船隊拡大
- 老齢船リプレイス
- 米国J/V向け用船拡大

【ドライバルク】

- 船隊の最適化
- 中短期用船を活用した柔軟性ある船隊構成

【不動産】

- ターゲットエリア戦略深化
- 保有資産入替

Next
Stage

Be Unique and Innovative. 数値目標

(2017年4月20日発表)

		2017年度 計画	2018年度 計画	2019年度 計画
前提	為替	110円/\$	110円/\$	110円/\$
	燃料油	\$370/mt	\$370/mt	\$370/mt
売上高	(億円)	800	840	890
営業利益	(億円)	50	70	90
海運業		17	35	50
不動産業		33	35	40
経常利益	(億円)	40	61	78
当期純利益	(億円)	37	58	74
EBITDA	(億円)	140	170	190
EBITDA/総資産		6%台	7%台	8%台
純資産	(億円)	718	763	825
D/E Ratio	(倍)	1.6 - 2.0	1.6 - 2.0	1.5 - 2.0
配当		8～12円		

創業125周年(2024年)
ありたき姿

純資産
1,000億円超へ



2017年度実績及び2018年度業績予想

(2018年4月27日発表)

		2017年度実績	2018年度予想
前提	為替	119.19円/\$	110円/\$
	燃料油	\$337/mt	\$410/mt
売上高	(億円)	813	840
営業利益	(億円)	57	62
経常利益	(億円)	46	50
当期純利益	(億円)	42	66
配当		10円	10円

招
集
ご
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

5. 財産及び損益の状況の推移

	第124期 (平成26年度)	第125期 (平成27年度)	第126期 (平成28年度)	第127期(当期) (平成29年度)
売上高 (百万円)	100,177	94,843	83,320	81,334
経常利益 (百万円)	7,194	7,655	5,105	4,631
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,213	3,659	3,885	4,243
1株当たり当期純利益 (円)	46.98	32.97	35.01	38.53
総資産 (百万円)	228,693	230,278	203,969	210,238
純資産 (百万円)	65,907	65,285	68,774	69,237

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストランスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SHIPPING ASIA PTE. LTD.	12,200千米ドル	100%	海運業
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	5百万円	100%	船舶の貸渡
LODESTAR NAVIGATION S.A.	20千米ドル	100%	船舶の貸渡
AZALEA TRANSPORT S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡

- (注)1. 当期におきまして、海外子会社3社を設立し、海外子会社1社を清算しました。
 2. 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は58社、持分法適用会社は4社であります。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外 航 海 運 業	全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送
内 航 ・ 近 海 海 運 業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送
不 動 産 業	東京都心を中心とした賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス事業及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業

8. 主要な事業所及び設備

(1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
②子会社

名 称	所 在 地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストランスポート株式会社	兵庫県神戸市

(2) 設備

①運航船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数 (K/T)
社 船	当社	16	1,391,650
	国内子会社	17	24,648
	海外子会社	19	1,025,795
	計	52	2,442,093
用 船		54	1,785,572
合 計		106	4,227,665

(注) 1. 当社保有形態の16隻のうち、12隻については他社と共有しており、その共有相手持分は774,681重量トン (K/T) です。

2. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

②賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積(m ²)
飯 野 ビ ル デ ィ ン グ	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東 京 富 士 見 ビ ル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯 野 竹 早 ビ ル	東京都文京区小石川	4,736.37
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	32,702.37
N S 虎 ノ 門 ビ ル	東京都港区西新橋	9,175.48

(注) 1. 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。

2. NS虎ノ門ビルは、区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
外航海運業	220	3
内航・近海海運業	230	3
不動産業	138	△1
全社（共通）	34	△9
合計	622	△4

(注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。

2. △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
147	△2	37.7	12.4

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、他社出向在籍者（77名）は含まれておりません。

3. △は減少を表示しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	22,373
株式会社日本政策投資銀行	18,354
株式会社三井住友銀行	13,013
三井住友信託銀行株式会社	12,054

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式の総数 111,075,980株（自己株式5,267,927株を含む。）
3. 株主数 7,509名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	5,264	4.97
株式会社みずほ銀行	4,941	4.67
飯野海運取引先持株会	4,517	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,654	3.45
三井住友信託銀行株式会社	3,622	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,140	2.96
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,105	1.99
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	2,079	1.96

(注) 当社は、自己株式5,267,927株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成30年1月31日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、5,160,000株(発行済株式の総数に対する割合4.65%)の自己株式を総額3,194,040,000円で取得いたしました。

Ⅲ 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
當 舍 裕 己	代表取締役社長 社長執行役員	
近 光 護	代表取締役 専務執行役員	経理部管掌及び人事部担当
岡 田 明 彦	取締役 常務執行役員	経営企画部担当、業務管理部担当、事業開発推進部担当及び飯野システム(株)代表取締役社長
小園江 隆 一	取締役 常務執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当、海外戦略担当及びIINO SINGAPORE PTE. LTD.取締役社長
神 宮 知 茂	取締役 常務執行役員	経理部担当及びイイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長
荒 木 俊 雄	取締役 常務執行役員	海務部担当及びイイノマリンサービス(株)代表取締役社長
遠 藤 茂	取締役	日揮(株)社外取締役及び外務省参与
大 江 啓	取締役	
橋 村 義 憲	常勤監査役	
鈴 木 進 一	監査役	公認会計士
堀之内 博 一	監査役	

- (注) 1. 取締役遠藤茂及び大江啓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役鈴木進一及び堀之内博一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 社外監査役鈴木進一氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外監査役堀之内博一氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、遠藤茂、大江啓、鈴木進一及び堀之内博一の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ております。
 7. 取締役大島久弘氏及び監査役星野憲一氏は平成29年6月28日に任期満了により退任しました。
 8. 当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

(ご参考) 執行役員（取締役の兼務者を除く）の状況（平成30年3月31日現在）

氏 名	地 位	備 考
古 澤 宏	執 行 役 員	専用船部担当及び不定期船部担当
長谷川 陽 一	執 行 役 員	油槽船・ガス船部担当
佐 藤 仁	執 行 役 員	イイノガストランスポート(株)代表取締役社長
小 林 宏 是	執 行 役 員	不動産事業部担当、不動産事業部長委嘱及び イイノホール(株)代表取締役社長
吉 川 貢 市	執 行 役 員	事業開発推進部担当補佐、海外戦略担当補佐及び IINO SHIPPING ASIA PTE. LTD.取締役社長
井 上 徳 親	執 行 役 員	海務部担当補佐及び イイノマリンサービス(株)常務取締役

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	9名	222百万円
監 査 役	4名	46百万円
合 計	13名	268百万円

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議されております。
3. 上記報酬等の総額のうち、社外役員4名（社外取締役2名、社外監査役2名）の報酬等の総額は32百万円であります。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に取締役に対する役員賞与として費用処理した次の金額を含んでおります。
取締役 8名 14百万円
5. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、平成29年6月28日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれているためであります。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	遠 藤 茂	取締役会 (開催22回中22回)	長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
	大 江 啓	取締役会 (開催22回中22回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
社 外 監査役	鈴木 進一	取締役会 (開催22回中22回) 監査役会 (開催15回中15回)	公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	堀之内 博一	取締役会 (開催22回中22回) 監査役会 (開催15回中15回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

(注) 遠藤茂氏は日揮(株)の社外取締役及び外務省参与を兼務しております。なお、当社は同社及び同省との間に取引関係はありません。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、IINO SINGAPORE PTE. LTD.及びIINO SHIPPING ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、会計アドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

平成30年3月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制は次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいては、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。

当社グループの業務執行において、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

更に当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。また、重要事項の決議を行うと共に取締役及び経営執行協議会並びに執行役員の職務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催しております。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：チーフコンプライアンスオフィサー）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び内部監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に、当社グループは企業活動を行っております。

- ① 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社の取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社グループ各社の業務を担当する当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- ② 当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行っております。
- ③ 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されております。
- ④ 当社社長執行役員直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。

また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から業務執行に関する報告を受けております。
- ③ 常勤監査役は、経営執行協議会において受けた業務執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。
- ④ 当社グループの役職員が、社内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある又はその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう内部通報制度を設けております。「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から必要に応じて当該報告を受ける体制をとっております。
- ⑤ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」においては、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社に支払いを請求することとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社においては、常勤監査役は、上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、業務執行に関する報告を求めることができます。

更に、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、内部監査室と逐次、情報交換を行うなど緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。

[反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「行動憲章」において「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かわりを持たないものとする。」と定めております。また、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における主な実施状況は次の通りです。

【主な会議の開催状況】

取締役の職務の適法性の確保と取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、取締役会は22回、監査役会は15回、経営執行協議会（取締役会から授権された事項の審議・決議を行う機関）は51回及びリスク管理委員会（当社グループ全体のリスクにかかる横断管理と、各種方針について審議し、提案・助言を行う機関）は33回開催しました。

【監査役】

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び社外取締役を含めた他の取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

【内部監査】

内部監査室は、あらかじめ定めた内部監査計画に基づき、当社の各部門及び関係会社が行う業務の適正性や妥当性、有効性等について監査を実施しており、その内容については社外監査役を含む全監査役と情報を共有しております。

【内部統制評価】

取締役会は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、あらかじめ策定した実施計画に基づき経理部、内部監査室等を指揮して内部統制評価を実施しました。

【コンプライアンス】

リスク管理委員会の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。今年度は「コンプライアンス委員会」を5回開催し、グループ全体のコンプライアンスにかかわる状況を確認するとともに、当社グループのコンプライアンス施策について討議を行いました。

平成28年4月にグループ役職員を対象としている内部通報制度の改定を行い、社内通報窓口に加えて、社外の弁護士にも窓口を委託しています。また、インサイダー取引規制に関する研修会やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント防止のための社内講習会の開催などを通じ、グループ役職員のコンプライアンス意識向上に取り組みました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	24,758
現金及び預金	10,536
受取手形及び売掛金	6,744
棚卸資産	2,202
繰延及び前払費用	2,022
繰延税金資産	48
その他流動資産	3,209
貸倒引当金	△ 2
固定資産	185,480
有形固定資産	163,209
船舶	70,937
建物及び構築物	43,325
土地	41,616
建設仮勘定	5,412
その他有形固定資産	1,919
無形固定資産	594
電話加入権	9
その他無形固定資産	585
投資その他の資産	21,677
投資有価証券	19,287
長期貸付金	90
退職給付に係る資産	142
繰延税金資産	76
その他長期資産	2,084
資産合計	210,238

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	41,709
買掛金	5,116
短期借入金	30,098
未払費用	324
未払法人税等	182
前受金	1,958
賞与引当金	310
繰延税金負債	21
その他流動負債	3,702
固定負債	99,291
長期借入金	85,014
役員退職慰労引当金	70
退職給付に係る負債	614
特別修繕引当金	2,903
受入敷金保証金	7,605
リース債務	124
繰延税金負債	2,297
その他固定負債	665
負債合計	141,001
(純資産の部)	
株主資本	64,036
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
利益剰余金	46,576
自己株式	△ 3,244
その他の包括利益累計額	5,088
その他有価証券評価差額金	3,976
繰延ヘッジ損益	19
為替換算調整勘定	1,092
非支配株主持分	113
純資産合計	69,237
負債・純資産合計	210,238

連結損益計算書（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		81,334
売上原価		68,816
売上総利益		12,518
販売費及び一般管理費		6,867
営業利益		5,651
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	858	
持分法による投資利益	176	
その他	47	1,153
営業外費用		
支払利息	1,704	
為替差損	411	
その他	58	2,173
経常利益		4,631
特別利益		
固定資産売却益	541	
固定資産権利変換益	3,036	3,577
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	530	
関係会社出資金評価損	23	
権利変換に伴う固定資産圧縮額	3,036	3,599
税金等調整前当期純利益		4,609
法人税、住民税及び事業税	209	
法人税等調整額	135	344
当期純利益		4,265
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		4,243

計算書類

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	26,019
現金及び預金	4,932
海運業未収金	3,720
不動産業未収金	979
短期貸付金	10,300
販売用不動産	3
貯蔵品	1,564
繰延及び前払費用	1,357
代理店債権	1,226
リース債権	558
その他流動資産	1,381
固定資産	116,151
有形固定資産	83,535
船舶	2,992
建物	42,404
土地	34,637
建設仮勘定	2,638
その他有形固定資産	863
無形固定資産	238
電話加入権	4
ソフトウェア	230
その他無形固定資産	4
投資その他の資産	32,378
投資有価証券	18,097
関係会社株式	2,422
出資金	18
関係会社出資金	1,129
長期貸付金	11,038
前払年金費用	142
リース債権	2,574
その他長期資産	786
貸倒引当金	△ 3,828
資産合計	142,170

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	32,105
海運業未払金	2,816
不動産業未払金	290
短期借入金	16,674
1年内返済予定の長期借入金	9,089
未払法人税等	25
未払金	95
未払費用	174
前受金	1,836
賞与引当金	233
その他流動負債	872
固定負債	53,418
長期借入金	43,297
退職給付引当金	123
特別修繕引当金	195
受入敷金保証金	7,591
繰延税金負債	1,749
その他固定負債	462
負債合計	85,523
(純資産の部)	
株主資本	53,181
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	1,380
自己株式処分差益	1,380
利益剰余金	35,721
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	34,596
圧縮記帳積立金	89
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	23,507
自己株式	△ 3,244
評価・換算差額等	3,465
その他有価証券評価差額金	3,931
繰延ヘッジ損益	△ 466
純資産合計	56,646
負債・純資産合計	142,170

損益計算書
（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益	59,372	
不動産業収益	9,144	68,516
売上原価		
海運業費用	56,894	
不動産業費用	5,193	62,087
売上総利益		6,429
販売費及び一般管理費		4,139
営業利益		2,290
営業外収益		
受取利息	246	
受取配当金	1,411	
投資事業組合運用益	40	
その他	299	1,995
営業外費用		
支払利息	770	
為替差損	435	
その他	71	1,276
経常利益		3,010
特別利益		
固定資産権利変換益	3,036	3,036
特別損失		
貸倒引当金繰入額	18	
関係会社出資金評価損	23	
関係会社株式評価損	1,055	
固定資産除却損	11	
権利変換に伴う固定資産圧縮額	3,036	4,143
税引前当期純利益		1,902
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	△ 4	22
当期純利益		1,881

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月3日開催の取締役会において、保有する船舶1隻の売却を決議している。また、他船舶4隻の売却も決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月3日開催の取締役会において、保有する船舶1隻の売却を決議している。また、他船舶1隻の決議も行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

飯野海運株式会社 監査役会

監 査 役 (常 勤) 橋村 義 憲 ㊞

監 査 役 鈴木 進 一 ㊞

監 査 役 堀之内 博 一 ㊞

(注) 監査役 鈴木進一及び監査役 堀之内博一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月に開催いたします。
配 当 基 準 日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日（中間配当実施の場合）
単 元 株 式 数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵 便 物 送 付 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
公 告 の 方 法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 http://www.iino.co.jp/kaiun
飯 野 海 運 株 式 会 社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03)6273-3069

メモ欄

招 集 告 白

株主総会参考書類

事 業 報 告

連結計算書類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 **イイノホール（飯野ビルディング4階）**



飯野ビルディング
霞ヶ関駅 C4出口直結

交通

東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」C4出口 直結・C3出口 徒歩約1分

東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩約5分

東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」9番出口・1番出口 徒歩約3分

都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」A6出口 直結 徒歩約3分・A7出口 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。

